

所教教総第 55 号
平成 21 年 6 月 16 日

写

所沢市監査委員 阿部 武志 様
同 二見 孝 様
同 小川 京子 様
同 中村 太 様

所沢市教育委員会
委員長 富田 常世

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 20 年 8 月 26 日付け所監第 49 号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	教育総務部教育総務課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>学習材料費の父母負担軽減交付金について、預金口座の預入れ・引出しの事務は、適正に処理されたい。なお、引出し過ぎた現金等がある場合は、速やかに預金口座へ預入れし、現金のまま留め置くことのないように徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">〔東中学校〕</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>預金口座および現金については、適正に取り扱いを行うよう学校への指導を徹底いたしました。また、学校長に報告を求め、適正に取り扱いが行われていることを確認いたしました。</p>	